

2025年7月25日

各位

会社名 株式会社伊藤園
代表者名 代表取締役社長 本庄大介
(コード番号 2593 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 平田篤
電話番号 03-5371-7197

当社子会社取締役等に対する譲渡制限付株式報酬のための自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年8月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社第1種優先株式 5,150株
(3) 処 分 價 額	1株につき1,778円
(4) 処 分 総 額	9,156,700円
(5) 処分先及びその人 数並びに処分株式 の 数	当社子会社の取締役兼務執行役員、及び執行役員を兼務しない取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 11名 3,900株 当社子会社の取締役を兼務しない執行役員 5名 1,250株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年7月25日開催の取締役会において、当社子会社の取締役兼務執行役員、及び執行役員を兼務しない取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の第1種優先株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の第1種優先株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該第1種優先株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の第1種優先株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の第1種優先株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該第1種優先株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的に、当社子会社の取締役の報酬等に関する決定方針に沿って、金銭債権合計9,156,700円（以下「本金錢債権」といいます。）、第1種優先株式5,150株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等16名が当社子会社に対する本金錢債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の第1種優先株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 講渡制限期間

2025年8月22日（以下「本処分期日」という。）から当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は監査役のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの期間

(2) 講渡制限の解除条件

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本処分期日の属する事業年度の開始日から当該事業年度の末日までの期間と読み替える。以下同じとする。）までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は監査役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了、その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は監査役のいずれの地位をも任期満了、その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本処分期日の属する事業年度の開始日と読み替える。）を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、本割当契約において定める組織再編等効力発生日（以下「組織再編等効力発生日」という。）の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限

期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、金銭債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の第1種優先株式の終値である1,778円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上